

議長10番 奥富

3．連動信号機設置等について

私共、日本共産党会派も昨年につき11月4日加藤市長に、来年度、2017年度予算要望書を、市民から託された要望に基づき出させて戴きました。

交通安全関連では、市内全域の交通安全対策強化の項目として、交差点・三叉路・5叉路、たとえば幹Ⅱ-13山王橋通りの山王橋信号から主・地7杉並・あきる野線との交差の間と、市道1098号線及び市道200号線などの路面標示。実地調査の上、信号機の設置・カラー舗装、主要交差点に視覚障害者用の音声信号装置をつけることなどを要望をしていますが、更に詳細に交差点の要望の具体例として、昨年度に引き続き幾つか示しています。紹介しますと、

- i 産業道路の武蔵野台1丁目15のコンビニ店添い交差点に連動信号を設置。
- ii 田園通りの北田園2丁目22業務スーパー添い交差点に連動信号を設置。
- iii 南田園2丁目4-18ヘアサロン添い交差点（田40と田45交差）に連動信号を設置などです。この連動信号部分を中心に今回は、お聞きいたします。

いずれも共通点が多く、且つ詳細はそれぞれの事情がありますので、質問の簡潔を図る為に、私が所属する町会で、要望の多い産業道路添いの武蔵野台1丁目と2丁目横断する交差点、武蔵野台1丁目15-4、コンビニ添いを具体的な例としてお聞き致します。

ここは車の通行量が多いにもかかわらず、現状は横断禁止の表示があり、当然のことながら、信号機も、横断歩道の表示もありません。

本来は、140に離れた羽村寄りか、その反対方向にある信号機のある交差点まで、迂回する必要があります。

しかし、この交差点の近くには武蔵野台1丁目側には武蔵野台東公園、松林会館、

コンビニ店などがあり、2丁目側には、すみれ保育園や福生病院などの医療機関もあり、この交差点を渡る方が早く便利なことから、直接横断する方が少なくありません。

夜間など見通しが悪くなる時間帯は、特に大変危険となっています。

たった140メートルしか離れていないところに、信号機をいちいち設置していたら、財政的負担だけでなく、自動車交通等の円滑な運用に支障を来たしますが、車等の流れの支障を最小限に抑え、周辺市民の希望を叶えて、横断を可能にするには、連動信号機を設置し、横断歩道表示することであると、私達は考えます。

どこにでも、希望に応じて設置と言う訳には行かないところですが、少なくとも予算要望書として例示した3箇所については、同様に大変必要に迫られたご意見、ご要望をまとめて提出したものです。

3箇所とも設置をお願いしたいところですが、この場では産業道路の武蔵野台1丁目15、コンビニ店添い交差点に連動信号機を設置する場合に、想定される障害、問題点をお聞かせください。

議長10番 奥富

3．連動信号機設置等について（2回目）

産業道路の武蔵野台1丁目15番地付近の交差点については、福生警察署にすでに要望書をご提出頂いているとのことで、大変有り難うございます。

この件については、福生警察署等の判断に委ねられるわけです。

ホームページで調べると「警視庁信号機設置の指針について」があり、2016年8月16日更新の情報によれば、交通信号機の設置基準は、全国的な基準を警察庁が「信号機設置の指針」として定めています。「指針では、全てに該当しなければならない必要条件が5つ、どれか一つに該当しなければならない択一条件が4つあります。条件

に該当しなくなった既設の信号機については、廃止の検討が必要となります。」とあります。つづけて、信号機の新設について、警視庁では、「信号機設置の指針」に基づき信号機の設置について検討していますが、指針に示される基準は、信号機設置の検討ができる基準を示しており、条件に該当したからといって、必ずしも信号機が設置されるわけではありません。

信号機の設置は道路改良工事を伴う場合が多く、警察だけで設置できるものではありません。

また、信号機の新設には反対する意見もあり、周辺住民の総意ではない場合に設置を見送ることもあります。交通の安全と円滑のために必要な信号機については、反対住民と調整の上、設置していく方針です。

と、書かれています。この内容を要約してご答弁されたと理解致します。

他の2件についても、要件はそれなりに満たしているように思えます。

是非、福生警察署に要望書を提出されるよう、お願い致したいのですが、ご判断をお聞かせください。

議長10番 奥富

3．連動信号機設置等について（3回目）

市民の声が届き実現できるよう、行政としてもお力添えをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。